追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年十二月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故高松正雄遺族　高松　迪

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十四年十二月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故亀本文男遺族　亀本　久子

故松浦英一遺族　松浦　俊好

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（平成二十四年十二月二十六日）（内閣官房）

内閣府特命担当大臣である森まさこ（本名　三好雅子）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については三好雅子名を使用し、それ以外は森まさこ名を使用することとする。

法　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人伊藤龍三は願により公証人を免ぜられた。

堀毅彦は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人伊藤龍三の後任を命ぜられた。（以上十二月二十日）（法務省）

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二十六日（水）

○一般案件

一、内閣総辞職について（決定）（内閣官房）

一、内閣総辞職に当たっての内閣総理大臣談話（決定）（内閣官房）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　パシフィック・チヨダ・エルピーの業務執行組合員等である

名称　パシフィック・チヨダ・ジーピー・リミテッド

住所　ケイマン諸島、グランド・ケイマンＫＹ１―1108、ボックス1350、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　あすか信用組合
住所　東京都新宿区歌舞伎町２丁目32番９号

⑵　名称　株式会社ＭＡプラットフォーム
住所　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号

⑶　名称　株式会社アイ・エム・ジェイ
住所　東京都目黒区青葉台三丁目６番28号

⑷　名称　株式会社メディネット
住所　神奈川県横浜市港北区新横浜２―３―12

⑸　名称　野村ホールディングス株式会社
住所　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

⑹　名称　モーションビート株式会社
住所　東京都港区北青山３―３―11　ルネ青山ビル６階

⑺　名称　ユージー　ホールディングス　リミテッド
住所　レベル１、140　コーリングウッドストリート、ネルソン、ネルソン、7010ニュージーランド

⑻　名称　特定目的会社Ｆ１Properties
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

⑼　名称　梶　　弘幸
住所　東京都中央区明石町８―２―2605

⑽　名称　ケイマン・インターナショナル・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッド
住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、マリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス

3　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年１月１日から平成26年12月31日まで

工 場 財 団

茨城県神栖市砂山2774番地23**鹿島タンクターミナル株式会社**の神栖市東深芝16番地26鹿島タンクターミナル株式会社タンクターミナル事業所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 28 日

水戸地方法務局鹿嶋支局

東京都千代田区丸の内一丁目９番１号**鈴木金属工業株式会社**の工場財団に千葉県習志野市東習志野七丁目850番地１鈴木金属工業株式会社習志野工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 28 日　　千葉地方法務局

浜松市南区高塚町4888番地**エンシュウ株式会社**の工場財団に浜松市南区高塚町4888番地エンシュウ株式会社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 28 日

静岡地方法務局浜松支局

浜松市南区高塚町4888番地**エンシュウ株式会社**の工場財団に浜松市南区根堅788番地エンシュウ株式会社浜北工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 28 日

静岡地方法務局浜松支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年12月17日から１年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 12 月 28 日

福岡法務局長　田村　隆平

記

氏名　安藤　静香

所属する司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第1278号

事務所の所在地　福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目215番地

違反行為　面談義務違反、調査への非協力

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成24年12月14日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 12 月 28 日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　島田　棟光

所属する土地家屋調査士会　大阪土地家屋調査士会

登録番号　大阪第1181号

事務所の所在地　大阪市中央区石町一丁目１番11―202号

違反行為　会則違反